

牛久市妊婦への出産応援ギフトのご案内

全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境整備のために「牛久市出産・子育て応援交付金事業」を令和5年3月より開始しました。これは、妊婦や低年齢期の子育て家庭に寄り添い、出産・育児などの見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うことを通じて必要な支援につなぐ「伴走型相談支援」の充実と、「経済的支援」を一体として実施するものです。

出産・子育てに関する相談窓口として、今後も牛久市子育て世代包括支援センター「すまいる」(保健センター)をお気軽にご利用ください。

対象者

令和5年3月1日以降に妊娠届出書を提出した方
(届出以降に妊娠の継続がされていない場合も対象)

給付額

妊婦への出産応援ギフト(妊娠届出面談後)
:5万円(妊婦一人あたり5万円の支給となります。)

申請期限

妊娠中に申請をしてください。

※やむを得ない特別な事情で妊娠中に申請できなかった場合は、特別な事情が解消された3か月以内は申請を行うことが可能です。



申請から給付までの流れ

妊娠届出書提出

- * 面談時、アンケートのご協力をお願いします。
- * 「妊婦への出産応援給付金支給申請書」と「妊婦への出産応援給付金支給請求書」、「子育てガイド」、返信用封筒を配布します。



妊婦への出産応援ギフト申請

下記を返信用封筒に入れ、市へ送付してください。

- * 妊婦への出産応援給付金支給申請書
- * 妊婦への出産応援給付金支給請求書
- * 身分証明書の写し
- * 振込口座確認書類(金融機関名・口座番号・口座名義のわかるもの)の写し



市より給付決定通知送付

約2週間後



指定口座に振り込み

申請日から約一か月後

妊娠8か月頃に出産に向けての面談&アンケートを実施します

- * 妊娠届出時にお渡しした妊産婦一般健康診査受診券内にあります「すまいるアンケート(妊娠8か月頃アンケート)」を面談時にご提出ください。なお、面談は事前にご問い合わせ先にご連絡ください。
- * 来所が難しい場合は、「すまいるアンケート」を、市へ送付してください。
- * 返送がない場合は、状況確認のため、お電話させていただくことがあります。

出産後は、「子育て家庭への子育て応援ギフト」(5万円)の給付があります。詳細については、出生届出時にご説明いたします。



【問い合わせ先】牛久市子育て世代包括支援センター「すまいる」
直通電話：029 - 870 - 5657 平日(月~金) 8:30~17:15
〒300-1292 牛久市中央3 - 15 - 1 (牛久市保健センター内)



←「すまいる」
相談受付
フォーム





牛久市

出産・子育て応援交付金事業



Q 妊娠届出提出後に入籍しました。申請はどちらの氏名で提出すればよいですか？

A 申請時の住民票に記載されている氏名となりますので、入籍後の氏名を記入し、申請してください。

Q 指定振込先の口座名義を旧姓のまま変更していません。旧姓の口座でも大丈夫ですか？

A 旧姓の口座名義で大丈夫です。ただし、振り込みが完了する前に、口座名義を変更してしまうと振り込みができなくなりますので、ご注意ください。

Q 牛久市内で転居する予定がありますが、何か届出は必要ですか？

A 特に必要ありません。通知等は住民基本台帳の住所に送付させていただきます。



Q 妊娠届出は牛久市に提出し、その後市外に転出した場合の手続きを教えてください。

A 本事業は、妊婦・子育て家庭への継続支援や情報発信等を目的としているため、妊婦への出産応援ギフトおよび子育て家庭への子育て応援ギフトの申請は、事業開始日(令和5年3月1日)時点での居住市町村へお問い合わせください。
※ご希望により牛久市に申請することも可能です。

Q 本事業の対象となる人を教えてください。

A **妊婦への出産応援ギフト**
*令和4年4月1日以降に出産した児童の母または令和4年4月1日以降に妊娠届出を提出した妊婦で、下記を実施した方が対象です。
○妊娠届出時の面談およびアンケート
○妊娠8か月時の面談およびアンケート

子育て家庭への子育て応援ギフト
*令和4年4月1日以降に生まれたお子様を養育する方で、下記を実施した方が対象です。
○赤ちゃん訪問時の面談およびアンケート

【問い合わせ・相談先】

〒300-1292 牛久市中央3-15-1
牛久市子育て世代包括支援センター『すまいる』（牛久市保健センター内）
直通電話：029-870-5657 平日(月～金) 8:30～17:15

